

## 亀山市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 変更があった地縁による団体の名称

出屋自治会

### 2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 本会の区域は、亀山市下庄町のうち字中日焼、下日焼（551番地4、551番地5、553番地4、553番地7及び554番地1を除く。）、石鳥羽、野中、タコ山、西谷及びとふでんの全域とする。

変更後 本会の区域は、亀山市下庄町のうち字中日焼、下日焼（551番地4、551番地5、553番地4、553番地7、553番地17及び554番地1を除く。）、石鳥羽、野中、タコ山、西谷及びとふでんの全域とする。

### 3 変更の年月日

令和5年3月18日

### 4 変更の理由

区域の見直し